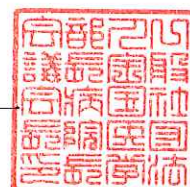




全医・病会議発第15号
平成29年4月7日

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉村 博邦 殿

一般社団法人
全国医学部長病院長会議
会長 新井



新専門医制度に関する意見書

日本専門医機構（以下、機構）におかれましては、新執行部のもと新たな専門医制度構築に向けて専門医制度新整備指針が策定されました。さらに、専門医育成において地域医療に配慮しつつ、教育レベルの保持を目指すべく運用細則等策定の協議が進んでいることと考えます。本会議としては新専門医制度が順調に開始され、有為な専門医が育成されるための体制整備に協力するものです。新専門医制度の確立のため、平成28年度7月に本会議としての意見書を提出しましたが、平成28年12月には、貴機構の理事会、社員総会において、専門医制度新整備指針が承認され、また、この度、同整備指針の運用細則、補足説明を定められたことについて広く意見を求めておられます。改めて以下に意見を申し述べるものであります。

— 記 —

1. この度、貴機構が定められた専門医制度新整備指針ならびに同指針の運用細則および補足説明については、基本領域における専門医育成の教育レベルを保持しつつ、地域医療確保への配慮が十分なされたものと理解致します。

専門医育成のための研修プログラム審査については、上記の新整備指針ならびに同指針の運用細則、補足説明に記載された方針に則り、地域医療に配慮しつつ、専門医育成のための教育レベルを保持できるように実施されることを求めます。

また、基本領域における専門医育成の整備基準、モデル研修プログラムの策定は、基本領域学会が責任をもって行うとされています。学会の策定した整備基準、モデル研修プログラムに基づいて策定された各研修施設群の研修プログラ

ムは、専門医育成の教育レベルを保持しつつ、地域医療への配慮が十分になされたものになるように、一次審査を実施することになっています。機構においては、この点を十分に理解した上で、各研修施設群から提出された研修プログラムの二次審査を実施するに当たっては、地域医療への支援とともに、専門医育成のための教育レベル保持に十分な配慮をされることを要望いたします。

2. 専門医育成のための研修プログラムの運用については、その環境整備に努めるよう求めます。

地域枠などで入学した医学生が卒業後、円滑に専門医研修を受けられるように、機構は都道府県、関係団体、諸機関に対して環境整備の働き掛けを行うように要望いたします。

3. 専門医機構の情報を丁寧に遅滞なく、関係者、関係諸団体に発信するよう努めることを求めます。

専門医制度の運用に際して必要な規則、情報などを、基本領域学会、研修施設、関係諸団体、専門医取得を目指す医師などに丁寧に遅滞なく伝達して、新専門医制度が順調に運用されるよう要望いたします。

以上